



国保

こんなときは必ず

14日以内

に届出を！



	こ ん な と き	手続きに必要なもの
国保に加入するとき	他の都道府県から転入してきたとき。	はんこ、転出証明書
	勤務先の健康保険をやめたとき。 または、扶養家族からはずれたとき。	はんこ、社会保険離脱証明書
	子どもが生まれたとき。	はんこ、母子健康手帳
	生活保護を受けなくなったとき。	はんこ、保護廃止決定通知書
	外国人住民で住民票が作成されたとき (在留期間が3か月を超える等)。	はんこ、在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
国保をやめるとき	他の都道府県に転出するとき。	はんこ、世帯全員の保険証
	勤務先の健康保険に入ったとき。 または、扶養家族になったとき。	はんこ、国民健康保険証、加入した勤務先の健康保険証
	死亡したとき。	はんこ、保険証
	生活保護を受けるようになったとき。	はんこ、保険証、保護開始決定通知書
	外国人の加入資格がなくなったとき。	はんこ、保険証、在留カードまたは特別永住者証明書、パスポート
その他のとき	県内の他の市町村から転入してきたとき。	はんこ、他の市町村の転出証明書
	県内の他の市町村に転出するとき。	はんこ、保険証
	市町村内で住所が変わったとき。	
	世帯主が変わったとき。	
	世帯が分かれたときや一緒になったとき。	
	氏名が変わったとき。	
修学のため別に住所を定めるとき。	はんこ、保険証、在学証明書等	
保険証を紛失したり破損したりしたとき。	はんこ、身分を証明するもの、破損した保険証	

* 上記手続きには年金手帳が必要となる場合がありますので、併せてお持ちください。

(注1) 届け出には世帯主等の「マイナンバーカード(個人番号カード)」(または「通知カード」と「写真付身分証明書」)が必要となります。

(注2) 外国人住民の人については、住民登録をしていない人も国保に加入する場合があります。

(注3) はんこは朱肉を使うものをお持ちください。

※詳しくは、市町村国保の窓口にお問い合わせください。